

税務訴訟資料 第265号-16 (順号12599)

広島地方裁判所 平成●●年(○○) 第●●号 重加算税取り消し請求事件

国側当事者・国(広島西税務署長)

平成27年1月30日棄却・確定

判 決

原告	A
同訴訟代理人弁護士	井上 明彦
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	広島西税務署長
	宮本 盛一
同指定代理人	寺田 幸平
同	増山 和男
同	笛木 祐司
同	堀 靖明
同	石井 和義

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

広島西税務署長が原告に対して平成22年11月10日付けでした重加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告が、その所有している2筆の土地の売買契約を締結し、うち1筆の土地に係る売買代金のみを、平成21年分の所得税の申告において譲渡所得の金額の計算上総収入金額に算入したところ、広島西税務署長が、他の1筆の土地に係る売買代金についても同年分において総収入金額に算入すべきであったとして、原告に対し、同年分の所得税の更正処分(以下「本件更正処分」という。)及び重加算税の賦課決定処分(本件賦課決定処分。以下、本件更正処分と併せて「本件処分」という。)を行った。

本件は、原告が、1筆の土地に係る売買代金について平成21年分の申告で計上しなかったのは単なる過誤が原因で、国税通則法68条1項にいう仮装隠ぺい行為は存在しない等と主張して、本件処分のうち本件賦課決定処分の取消しを請求している事案である。

2 前提事実

(1) 本件各土地について

広島市西区において不動産賃貸業を営む原告は、平成21年7月当時、別表2の1の土地（以下「本件甲土地」という。）及び同表の2の土地（以下「本件乙土地」といい、本件甲土地と併せて「本件各土地」という。）を所有していた（乙3、乙4）。

本件各土地は隣接しており（乙1）、平成20年5月15日当時、本件各土地上には、それぞれ建物が存在していた（詳細は別表3のとおりである。）（乙11、乙12）。

原告は、同日、本件乙土地の借地権者であるBに対して450万円を支払い、借地権を消滅させるとともに、本件乙土地上の建物を取得した（乙2）。

#### （2）換価猶予の申出

原告は、平成20年7月、広島市に対し、滞納していた市・県民税等について、土地を売却して納付する旨申し出た。広島市は、本件乙土地に抵当権を設定し（乙4。別表4の3）、同年9月から平成21年8月まで換価を猶予する手続をとった。

#### （3）本件各土地売却の交渉

原告は、本件各土地を譲渡しようと考え（以下「本件譲渡」という。）、平成20年7月頃、仲介人である株式会社C（以下「C」という。）の常務D（以下「D」という。）に対し、本件各土地を売りたい旨申し入れた。

本件譲渡における買受人側の仲介人であるE株式会社（以下「E」という。）は、平成21年5月頃、有限会社F（以下「F」という。）の代表取締役であるG（以下「G」という。）に対し、本件各土地の購入を持ちかけた。

#### （4）売渡承諾書の交付

原告は、平成21年6月10日付けで、Gに対し、売渡承諾書（以下「本件承諾書」という。）を交付した（乙24）。

本件承諾書の内容は、原告が、本件各土地を、売買価格3800万円（坪当たり53.83万円）、更地引渡しの方法で、境界を明示して売り渡すことを承諾するというものであった。

#### （5）売買契約の締結

ア　原告とFは、平成21年7月16日、本件各土地についての売買契約をそれぞれ締結した（以下、本件甲土地に係る契約書を「本件甲土地契約書」、本件乙土地に係る契約書を「本件乙土地契約書」といい、併せて「本件各契約書」という。）。

本件各契約書においては、本件甲土地について、売買代金が1000万円（1m<sup>2</sup>当たり6万3436円）、引渡しの日が平成21年10月末日、本件乙土地について、売買代金が2730万円（1m<sup>2</sup>当たり36万0634円）、引渡しの日が平成22年1月15日となっていた（甲2の1、甲2の2）。

イ　また、本件甲土地契約書には、契約の付記事項として、「借地権付土地を売買するものとし、買主は借地権を引継ぐものとする。」という記載があった（甲2の2）。

ウ　Fは、平成21年7月16日、原告に対し、本件各土地の売買契約の手付金として、それぞれ100万円、合計200万円を支払った（乙10）。

#### （6）覚書の取り交わし

ア　原告とFは、平成21年7月16日、本件各契約書と併せて、同日付けの「土地売買契約に付随する覚書」（以下「本件覚書」という。）を取り交わした（乙28）。本件覚書には、売買物件として本件各土地及び本件甲土地上の建物が表示された上、この3件の売買契約（ただし、本件甲土地上の建物の売主はI（以下「I」という。）、買主はF）について、「決

済日時等を別々に実行するが、…一連の契約である事を…確認する。」、「決済時期は、第一条の（1）、（2）（注・本件甲土地及び本件甲土地上の建物のこと）を同時にまず、決済し（平成21年12月までに）第一条の（3）（注・本件乙土地のこと）の決済を最後にする（平成22年になってからとする）。」との記載があり、また、この3件の売買契約の基本は、本件各土地を更地にして合計金額3800万円で原告からFへ引渡しをするというものである旨の記載があった。

さらに、本件覚書には、本件甲土地上の建物について、平成21年10月末日までにその所有者であるIが退去しない場合は、原告がFからこれを70万円で買い取ることとする旨も記載されていた。

イ Fは、本件甲土地上の建物について、同建物の所有者であるIの破産管財人との間で、平成21年9月25日付けで売買契約書を取り交わし、同日、売買代金として70万円を支払った（乙29、乙30）。

#### （7）再度の換価猶予

原告は、平成21年8月26日、広島市に対し、滞納していた市・県民税等について分割で納付する旨誓約した。広島市は、同月27日、抵当権を設定している本件乙土地について、同年9月1日から平成22年2月1日まで換価を猶予することを決定した（甲7、甲9）。

#### （8）本件各土地の引渡し

ア 原告は、平成21年12月●日、本件譲渡の残代金の決済として、Fから、①本件甲土地契約書上の売買代金の残額900万円、②本件乙土地契約書上の売買代金の残額2630万円、及び③本件各土地に係る平成21年度分の固定資産税等の日割精算金相当額2298円の支払を受けた。

イ 原告は、同日、Fに対し、上記①を受領した旨記載した平成21年12月●日付けの領収証、上記②を受領した旨記載した「2010年1月　日」（日付部分は空欄）付けの領収証（以下「本件乙土地領収証」という。）及び上記③を受領した旨記載した平成21年12月●日付けの領収証を交付した（乙14から乙16まで）。

ウ 本件各土地については、平成21年12月●日、同日売買を原因とする原告からFへの所有権移転登記がされた（乙3、乙4）。

#### （9）所得税の申告

上記（8）のとおり、本件各土地の引渡しは平成21年12月●日に完了したので、本件譲渡に係る譲渡所得は平成21年分として確定申告を行うべきであったところ、原告は、同年分の申告の際、譲渡所得の総収入金額に、本件乙土地の譲渡に係る対価の額2730万2298円（売買代金2730万円に上記（8）アの③を加えたもの）を算入しなかつた。なお、原告がした申告の具体的な内容は、別表1の「確定申告（青色申告）」欄のとおりである。

#### （10）本件訴訟に至る経緯

広島西税務署長は、原告に対し、平成22年11月10日付けで、別表1のとおり本件処分をした（具体的な内容は、本件更正処分について別表5、本件賦課決定処分について別表6のとおり。）。原告は、同年12月16日付けで、国税不服審判所長に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求をしたが、同審査請求は、平成23年11月7日に棄却され、原告は、その裁決書を同月15日に受領した。

原告は、平成24年5月14日、本件処分のうち本件賦課決定処分のみの取消しを求めて本

件訴訟を提起した。

### 3 争点及び当事者の主張

#### (1) 原告の行為は、国税通則法第68条1項の仮装隠ぺい行為に該当するか（争点1）

（被告の主張）

##### ア 仮装隠ぺい行為①

本件承諾書及び本件覚書の各記載、並びに、実際にはFが実質的に更地となった本件各土地全体を総額3800万円で取得していることから、本件譲渡の実態は、契約当初から、本件各土地全体を更地で、かつ一括で、代金3800万円で売買し、代金決済と同時に引渡しをするというものであった。

原告は、上記のような合意の内容にもかかわらず、実態と異なる本件各契約書を作成した上、これに沿う内容虚偽の本件乙土地領収証を作成させ、もって、本件各土地の引渡しが異なる年分で行われたかのような外観を作出する仮装隠ぺい行為を行った。

##### イ 仮装隠ぺい行為②

仮に、本件各契約書作成時点では本件各土地につき年分を違えて引渡しを行うことが予定されていたとしても、原告は、その後、本件乙土地の決済が本件甲土地と同時に行われるこことなり、実際に、本件乙土地の引渡しを同じ日に行ったにもかかわらず、本件乙土地契約書に真実と異なる引渡日が記載されていることを利用して、本件乙土地の引渡しが本件甲土地の引渡しと異なる年分で行われたかのように仮装しようと企てた。

そして、本件乙土地の売買代金の受領日の内容を偽った本件乙土地領収証を作成させ、もって、本件乙土地の引渡しが平成22年1月にされたかのような外観を作出する仮装隠ぺい行為を行った。

（原告の主張）

ア 原告は、Fとの間で、平成22年1月15日までは本件乙土地を使用しない旨合意していたので、同日が本件乙土地の引渡日であり、本件乙土地に係る譲渡所得については平成22年分の所得税申告の際に計上すればよいと認識していた。

すなわち、平成21年分の確定申告で上記所得を計上しなかったのは単純な過誤が原因であり、仮装隠ぺい行為は存在しない。

イ 原告は、本件各土地について同じ年分で譲渡所得が発生すると所得税の納付が困難になるので、代金の受領、登記の移転及び引渡しは、本件甲土地と本件乙土地とで年分を違えて行う予定にしていた。そのため、本件各契約書記載の引渡日が異なっているが、平成21年1月になって、Fに対する融資の都合により、本件各土地の代金受領及び所有権移転登記が同時に行われるということに変更された。

このように、本件各契約書作成当時、原告に、本件各土地を同時に引き渡すという意思などなかったのだから、本件各契約書の記載は仮装行為に当たらない。

また、本件乙土地領収証の日付は、本件乙土地契約書上の「引渡日」と合わせて記載したにすぎない。

ウ このように、原告は、課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の一部を故意に仮装したとはいえない。

#### (2) 仮装隠ぺい行為に基づく申告があったといえるか（争点2）

（被告の主張）

原告は、上記（1）「被告の主張」ア又はイの仮装隠ぺい行為を行い、このような仮装隠ぺい行為に基づいて、平成21年分の確定申告を行ったものである。

（原告の主張）

ア　原告は、本件乙土地の売買に係る譲渡所得を計上すべき時期は、Fと合意した「引渡日」（占有移転日）である平成22年1月15日だと認識していた。

そして、この「引渡日」に基づいて平成21年分の確定申告を行った。

イ　物件引渡日を平成22年1月15日と偽っても、代金受領日が平成21年中であれば、同一年分の所得税の申告において譲渡所得として計上しなければならないことに変わりはないところ、原告は、Fとの合意に基づいて、「引渡日」が平成22年1月15日になるものと考えていたのであって、代金受領日が同日であることを理由に申告を行ったわけではなく、実際に、原告が本件乙土地領収証を確定申告書に添付したり、税務調査時に示したりしたことはない。

したがって、平成21年分の申告は、本件乙土地領収証に実際の代金受領日と異なる日付を記載した行為に「基づいて」したものではない。

### 第3 当裁判所の判断

1 過少申告をした納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課すこととされている（国税通則法68条1項）。この重加算税の制度は、納税者が過少申告をするについて隠ぺい、仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって申告納税制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものと解される。

したがって、重加算税を課するためには、納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである（最高裁平成7年4月28日判決・民集49巻4号1193頁参照）。

また、重加算税は、同法65条ないし67条に規定する各種の加算税を課すべき納税義務違反が事実の隠ぺい又は仮装という不正な方法に基づいて行われた場合に、違反者に対して課される行政上の措置であって、故意に納税義務違反を犯したことに対する制裁ではないから、重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に対し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではないと解するのが相当である（最高裁昭和45年9月11日判決・刑集24巻10号1333頁、同62年5月8日判決・集民151号35頁参照）。

2 掲記の証拠等によれば、本件について、以下の事実が認められる。

（1）Gは、Eから本件譲渡を持ちかけられた際、本件各土地の近隣の競売物件が1坪当たり53万から54万円程度であったため、それくらいの金額を希望する旨をEに伝えた（乙27）。結局、Gと原告は、本件各土地の売買価格を総額3800万円（1坪当たり53.85万円）とすることで合意し、原告は、前記第2の2（4）の本件承諾書を作成して交付した。

（2）Gは、平成21年7月初め頃、J信用組合（以下「J信用」という。）堺町支店の担当者に

対し、本件各土地の購入費用の融資について相談した。その後、EとJ信用の担当者は何度も電話で相談したが、本件各土地の決済について、土地ごとに分けて行うという話は全くなかった（乙32）。

また、同年10月13日付けでFが作成した設備計画書（乙32・別添3）には、資金の調達は合計3800万円を一度に借り入れて行うこと、本件各土地は更地渡しになるため取壊し費用がかからないこと等が記載されていた。

J信用の担当者は、同日付けの稟議書2通及び翌14日付けの「有限会社F融資取組みについて」と題する書面を作成し、上記稟議書は、同月19日付けで承認された（乙31の1、乙31の2、乙32・別添4）。

(3) Eは、平成21年10月21日頃、J信用の担当者に対し、本件甲土地の売買価格を1000万円、本件乙土地の売買価格を2730万円とし、決済までのスケジュールとして、同年11月末日までに本件各土地上の建物の解体作業を完了するなどとした上、「したがって、決済日予定はH21.12.●（●）を選定したいと思います。」と記載した手書きのメモを送付した（乙32・別添5）。

また、Eは、同年11月頃、Gに対し、決済の予定日が同年12月●日に決まったことを伝えた（乙27）。

その後、Fが自己資金により調達する額が変更となり、同月22日、J信用の内部で、合計3500万円の融資を行う旨の稟議書が承認された（乙33の1、乙33の2）。

(4) 本件甲土地上の建物は、平成21年11月30日に取り壊され、原告は、同年12月25日にその解体費用310万円を支払った（乙11から乙13まで）。

(5) 原告とGは、平成21年12月●日、J信用の堺町支店において、本件各土地の売買残代金の決済を行った。その際、原告がGに交付した本件乙土地領収証は、Dが原告に頼まれ、真実とは異なる日付を記入して作成したものであった（乙26、弁論の全趣旨）。

なお、原告は、Dに対し、登記の時期も年をまたぐように分けてほしいと頼んだが、Dは、決済も行っておきながら登記を先延ばしすることはできないとして断った（乙26）。

(6) 原告は、平成22年1月初め頃、Gに対し、「原告から、本件乙土地については平成22年1月15日に引き渡す旨の申出を受けたため、その了解の下、本件各土地の売買契約を締結した。金融機関による抵当権設定等の都合上、便宜的に、平成21年12月●日に所有権移転登記を行ったが、本件乙土地の引渡しを受けたわけではない。引渡し以前にFが本件乙土地を利用した事実はない。」旨を記載した「申立書」と題する書面を提示して、署名押印するよう依頼し、Gは、F代表取締役としてこれに署名押印した（甲5、乙43）。

### 3 争点1（仮装隠ぺい行為の有無）について

#### (1) 本件各契約書の作成行為

ア 本件各契約書には、本件甲土地と本件乙土地の引渡日として異なる日付が記載されており、原告がFに対して本件各土地を別々に引き渡す旨合意したという内容になっている。そして、原告は、もともと引渡しを別々に行う合意があったが、平成21年12月中旬に、Fが金融機関から別々の決済だと融資ができないと言われたため、同時に決済を行うことが急遽決定したと主張し、原告の陳述書（甲17）や原告代理人の報告書（甲10）にはこれに沿う記載がある。

しかしながら、前記第2の2（4）及び上記2（1）から（5）までのとおり、本件譲渡

については、平成21年6月の時点で、原告及びFが、両土地を同時に、更地で引き渡し、代金は総額3800万円とすることで合意しており、結局、同年12月●日に、両土地が同時に、更地の状態で引き渡され、代金も総額3730万円とされたもので、当初の合意内容がほぼ実現されている。また、FとJ信用との間では、終始両土地を一括で決済することが前提とされ、同年10月19日には、一括での決済を前提とする融資の稟議書も承認されていたものである。

乙42によれば、原告は、平成21年に本件各土地の双方について譲渡所得に係る課税が行われれば「到底支払ができない状況」であったことが認められ、原告自身もそのことを認識していたものと考えられるから、原告の主張するとおり、原告は、本件各土地の売却による譲渡所得に係る収入の発生日が異なる年分となることを強く希望していたものと推認されるところ、Dの質問てん末書（乙26）及びGの供述調書（乙7、27）によれば、D及びGは、本件譲渡における合意の内容は、本件各土地を同時に総額3800万円で売買して更地で引き渡すものだと認識していたものの、原告の希望に基づいて本件譲渡の契約書を2通に分け、本件各土地について異なる引渡日とし、かつ本件甲土地については借地権付きの売買と記載したというのである。

以上の事実からすると、本件各契約書における引渡日の記載は、契約書が作成された平成21年7月時点において、原告とFの間の土地の引渡しの実行に関する具体的な合意を記載したものとはいえないであって、その引渡日の記載から、その当時、原告とFの間で、本件各土地の決済を別々に行うという合意があったと認めることはできない。

イ また、前記第2の2（5）のとおり、本件各契約書において、本件各土地の1m<sup>2</sup>当たりの価格は本件乙土地が本件甲土地の約5倍となっており、不自然な価格設定となっている。

原告は、この点について、本件甲土地に借地権が設定されていたことを考慮したためであり、不自然ではないと主張するが、前記第2の2（6）のとおり、本件各契約書と共に取り交わされた本件覚書には、本件甲土地上の建物の所有者との明渡交渉がうまくいかなかつた場合には70万円で金銭解決する旨が合意されていたことに照らせば、本件甲土地の借地権は70万円程度と評価されていたものと考えられるのであり、これと本件甲土地上の建物の取壊し費用310万円を本件甲土地の価格1000万円に加えたとしても、1m<sup>2</sup>当たりの価格は約8万7541円となって、未だ本件乙土地の価格とは不均衡である。

さらに、本件乙土地契約書における売買価格は、本件承諾書における当初の合意と比較して約2倍となる1坪（約3.3m<sup>2</sup>）当たり約119万円とされており、その合理的な理由は見出し難いところ、これは、本件各土地の売買代金の合計額は約3800万円としたまま、本件甲土地の価格を低く設定したためであると解され、本件甲土地と本件乙土地の間で売買代金が恣意的に割り付けられていることが推認される。

ウ 以上のとおり、本件各契約書の作成経緯等には、不自然な部分が多いものといわざるを得ない。

とはいえる、実際に本件各契約書の記載どおりの日に引渡しが行われた場合、原告が本件各土地の売買代金を異なる年分の所得税の申告において総収入金額に算入することは、何ら違法なことではないから、原告が、本件各契約書を作成した時点で、虚偽の外観を作出することを意図していたことが明らかであるとまではいえない。

## （2）本件乙土地領収証の作成行為

ア 上記2(5)のとおり、原告は、本件乙土地の残代金を平成21年12月●日に受領したのに、Dに指示して、受領の日付を「2010年1月 日」と記載させた真実と異なる内容の本件乙土地領収証を作成しており、意図的に、代金受領日を本件乙土地契約書上の引渡日に合わせた書類を作出したものと認められる。

原告は、本件乙土地領収証の日付は、本件乙土地契約書の引渡日の日付に合わせただけであり、本件乙土地の売買代金の総収入金額に算入する時期を仮装するために行ったものではないと主張するが、領収証は、金員の受領者が支払者に対し、その受領の事実を証するため発行する書類であり、その性質上、現実に金員を受領した日を記載するのが通常であって、その日付を契約書上の引渡日に合わせる理由は乏しく、上記主張は採用できない。

イ 譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期（所得税法36条）は、その基因となる資産の引渡しがあった日によるものと解されるが、売主が当該資産の譲渡代金の全額を受領すればその時点で資産の譲渡による利得を支配管理することになるから、「収入すべき時期」は、譲渡代金全額の受領後になることはないものと考えられる。

そうすると、土地の売買において、売主が、代金全額を受領した旨の領収証の日付を偽る行為（特に、年分を違える行為）は、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を仮装する行為に当たるというべきである。

(3) 以上のとおり、本件各契約書の作成自体が積極的な仮装隠ぺい行為とまではいい難いとしても、もはや本件各契約書の記載どおりに契約が履行されないことが明らかとなった後で、あえて本件乙土地契約書の記載と合わせて、真実と反する内容の本件乙土地領収証を作成させる行為は、本件各土地の代金決済が異なる年分に行われたように偽る行為であるといわざるを得ない。

そうすると、原告がDに本件乙土地領収証を作成させた行為は、本件乙土地の売買代金の収入すべき時期を偽る行為として、国税通則法68条1項の仮装隠ぺい行為に当たる。

#### 4 争点2（仮装隠ぺい行為に基づく申告の有無）について

(1) 原告は、上記3のとおり、Dに本件乙土地領収証を作成させることで、本件乙土地の売買代金の決済が平成22年1月に行われたように仮装し、かつ、前記第2の2(9)のとおり、これと合致する内容の過少申告を行ったものである。

(2) ア これについて、原告は、不動産の売買代金について収入に計上すべき年分は占有移転時期に基づくと信じており、本件においてはFとの間で本件乙土地の占有移転時期を平成22年1月15日とする合意があったから、これに基づいて平成21年分の総収入金額には計上せずに申告を行ったにすぎず、代金決済日が同日であることに基づいて申告をしたわけではないため、仮装行為に「基づく」申告に当たらないと主張する。

また、原告の陳述書（甲17、甲18）には、原告が上記のように誤って信じていた理由として、平成21年12月に入って急遽決済を同時に行うこととなつたため、Dに相談したが、契約書を書き換える必要はないと言われたとか、税理士とそれほど親しくなく、決済まで時間がなかったことや、相談料が発生することを避けたかったため、譲渡所得の収入すべき時期について税理士に相談することはなかつたことの記載がある。

イ しかしながら、そもそも本件各土地について当初から決済を同時に行うこととなつたことは、上記3(1)アのとおりであり、平成21年12月に入って決済時期が変更されたことを前提とする原告の陳述書の内容は直ちに信用できない。

また、原告は、平成21年8月時点で、市・県民税の滞納金及び延滞金が合わせて1551万円以上に上り（甲9）、本件各土地の売買代金からこれを支払う必要があり、また、原告自身は、本件各土地の売却に係る譲渡所得について同一年分として申告すると到底支払ができない状況であり（乙42）、その資金繰りを考える必要があると認識していた（甲17、乙36）というのであるから、本件各土地の売却に関しどのような課税がされるかということは原告の重大な関心事であったはずである。そして、原告は、平成19年にも不動産を売却し、平成20年分の所得税の申告において譲渡所得に計上した経験があり、その申告においては税理士に税務代理を委任しているから（乙39、乙40）、本件各土地の売却に係る所得税の課税時期について、税理士に相談することはさほど困難ではなかったと考えられるところ、本件各土地の売却に係る譲渡所得についていつを基準として総収入金額に計上すべきかという、原告の今後の資金繰りを左右しかねない重要な事項について全く確認しなかったというのは不自然である。

ウ さらに、Gは、国税局の調査に対して、平成22年1月に本件甲土地を引き渡す旨の合意の存在を明確に否定し、平成21年内には自ら本件甲土地を利用していたと供述している（乙43）。

原告は、上記2（6）のとおり、Gが原告の主張に沿う内容の「申立書」を作成していることを根拠に、本件甲土地の引渡時期についての上記合意があったと主張するが、Gは、これについても、原告に依頼されたため、自分には関係のないことだから「好きにすればいい」という気持ちで署名押印しただけであるとも供述している（乙27）ところ、Gのこれらの供述はごく自然で説得的であり、信用できる。そして、「申立書」以外に、原告の主張する合意があったことを認めるに足る証拠はない。

エ したがって、そもそも、本件乙土地の引渡しを平成22年1月に行うという合意があったとは認められないから、このような合意があったことを前提とする原告の主張は採用できない。

（3）以上の事実より、原告は、真実と反する内容の本件乙土地領収証を作成させて、本件乙土地の引渡時期を仮装し、これに合わせた過少申告を行ったというべきであるから、仮装隠ぺい行為に基づく申告があると認められる。

## 5 本件賦課決定処分の適法性

原告は、本件更正処分の内容については争わず、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（国税通則法68条1項）は、322万5100円（別表6の①）、同項かつて書により当該金額から控除すべき金額は3万6900円（別表6の③）となるから、重加算税の基礎となるべき税額は、同法118条3項により1万円未満の端数金額を切り捨てた318万円となる（別表6の④）。

したがって、上記基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて平成21年分の所得税に係る重加算税の額を算定すると111万3000円（別表6の⑥）となり、この金額は本件賦課決定処分における重加算税の額と同額となるから、本件賦課決定処分は適法である。

## 6 結論

よって、原告の請求には理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 梅本 圭一郎

裁判官 財賀 理行

裁判官 内藤 陽子

別表1

## 本件処分の経緯

(単位：円)

区分 項目		確定申告 (青色申告)	更正処分等	審査請求	裁決
年月日		平成22年3月15日	平成22年11月10日	平成22年12月16日	平成23年11月7日
	総所得金額	①	1,920,000	2,520,000	
内訳	不動産所得の金額	②	0	600,000	
	給与所得の金額	③	1,920,000	1,920,000	
	分離長期譲渡所得の金額	④	5,698,350	26,953,897	
	所得控除の額	⑤	432,950	432,950	
	課税総所得金額 (①-⑤)	⑥	1,487,000	2,087,000	
	課税分離長期譲渡所得の金額	⑦	5,698,000	26,953,000	
	納付すべき税額	⑧	852,200	4,077,300	
	差引納付税額	⑨		3,225,100	
	重加算税の額	⑩		1,113,000	

全部の取消し

棄却

別表2から別表6まで 省略